

ポスター報告 31

西村 博史 笠寺精治療病院、名古屋市立大学大学院博士前期課程

#報告題目 作業療法のもつ能力主義的視点についての検討—資格化及び生活療法論争の経緯から—

#報告キーワード 作業療法 能力主義 精神医療と作業療法の歴史

#報告要旨

本論では、能力主義に基づかない「存在を肯定する」作業療法の可能性について検討することを目的とする。研究の方法として、国家資格の「専門職」である作業療法士の資格化の経緯や生活療法の盛衰などから、作業療法には「能力主義的視点」が備わっていることを明らかにする。本論は筆者の研究目的である「存在を肯定する」作業療法の可能性について明らかにするための予備的検討である。

1965年に理学療法士及び作業療法士法の制定により国家資格の「専門職」として「登場」した作業療法(士)は、それ以降医学的リハビリテーションの一手段として位置付けられている。

近年では、医学モデル重視のリハビリテーションを批判的に捉える言説もみられる。熊谷(2009)は、「障害のある身体を『克服すべきもの』として捉え、それを克服することに情熱を燃やすという同化的なりハビリテーションの考えの危険性を述べている。

一方、田島(2009)は、「能力主義的な障害観(感)に対抗し、その人が感受する障害(身体)世界を肯定できる明確な基準線がリハビリテーションの理論にはないこと」が問題であるとして、対象者の「存在を肯定する」作業療法(学)の構築を提唱している。また田島は、「『できること』を目指すりハビリテーションの行いが、能力主義的な社会の価値観を後押しし、『できないこと≡障害』を否定していくことになってしまい、能力による格差(差別)を肯定することになってしまう(田島 2013)」と述べており、「リハビリテーションの理論及び実践」のあるべき姿の探求の必要性について指摘している。

作業療法は、欧米における精神障害者への悲惨な処遇からの救済を目的とした関わりに源流を持つことは既に報告した(西村 2018)。わが国では国家資格として登場する有史以前から精神病院・療養所や結核療養所で「作業療法」として実践されてきた歴史を持つ。有史以

前の作業療法の担い手は、主に作業指導員、作業手、看護師などであった。

PTOT 資格化の過程は養成校設立、理学療法士及び作業療法士の制定へと進む中で、それまでの作業療法すなわち有史以前の精神医療における「作業療法」の実践は「古いもの」として、新たな国家資格としての専門職としての「作業療法」に取り入れられることはなかった。

また、精神医療における作業療法は「生活療法」という 1956 年に登場した概念(小林ら 1956)へ取り入れられることにより瞬く間に精神医療に広がった、精神病院での職員の患者への働きかけの総称であり、1960 年代には「生活療法および作業療法を実施していない精神病院はない」というほどまでに普及した(元吉 1965)。しかし、生活療法の使役性、人権無視の性格がのちに精神病院の不祥事件とあわせて批判を受けた。生活療法は、精神医療において患者の「治療」と「生活」が分かちがたく存在することもあらわにしたことは否めない。日本作業療法士協会は 2018 年 5 月に改訂した定義において「作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。」と作業療法を定義づけている。ここでは作業療法士が「生活に関わる」ことを標榜する専門職であると表明している。それならば、生活療法で批判されたもの、支援の本質として変わらないもの(変えなくてよいもの)について総括する必要がある。

文献

小林八郎、小林清男(1956) レクリエーション療法 日本医事新報 1662 号

熊谷晋一郎(2009) リハビリの夜 医学書院

田島明子(2009) 障害受容再考―「障害受容」から「障害との自由」へ― 2009 三輪書店

田島明子(2013) 日本における作業療法の現代史―対象者の「存在を肯定する」作業療法学の構築に向けて 生活書院

元吉功(1965) 私立精神科病院における生活療法の現状 病院精神医学 10 1-21

日本作業療法士協会ホームページ「作業療法の定義」

<http://www.jaot.or.jp/about/definition.html> 最終検索日；2019 年 5 月 11 日

西村博史(2018) 英米におけるセツルメント活動と我が国における作業療法の源流との接点 障害学会ポスター発表

本研究は公益財団法人 大幸財団の「第 39 回学芸奨励生奨学金」の給付を受け遂行した。また、日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針ならびに日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して執筆されている。